

(5) 奈良教育大学再入学に関する内規

平成16年4月1日
制 定
最近改正 令和4年4月1日

第1条 奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号。以下「学則」という。）第67条、第113条及び奈良教育大学入学・転学・留学・休学・退学等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第252号）第3条に基づく再入学に関しては、この内規の定めるところによる。

第2条 退学を許可された日から次の各号に掲げる年数を経過した者は、再入学を志願することができない。

- 一 学部を退学した者は、3年
- 二 大学院を退学した者は、2年

第3条 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、教務課を通じて学長に願出するものとする。

- 一 再入学志願票(本学所定の様式)
- 二 在学期間に修得した成績証明書
- 三 退学時の学年担当教員又は指導教員の所見（厳封したもの）

第4条 再入学の出願期間は、毎年2月1日から2月10日までとする。

第5条 再入学志願者には、必要に応じて学力試験、面接を行う。

第6条 再入学の願出があったときは、教務委員会において再入学の事由等について審査し、入試室の議を経るものとする。

第7条 再入学の時期は学年の始めとし、退学前に所属していた課程・専攻・専修・履修分野・年次（大学院においては、課程・専攻・専修・年次）に再入学するものとする。

第8条 再入学後の在学期間は、退学前の在学期間を合算して次の各号に掲げる年数以内とする。

- 一 学部に再入学した者は、8年
 - 二 大学院に再入学した者は、4年
- 2 前項に規定する退学前の在学期間に1年未満の端数があるときは、次のとおり退学前の在学期間を読み替えるものとする。
- 一 1年未満の端数が6カ月を超える場合は、退学前の在学年数に6カ月を加えた期間
 - 二 1年未満の端数が6カ月未満の場合は、退学前の在学期間から端数を切り捨てた期間